○財務省令第十五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百十三号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第十六号、第百二十二条第一項第四号（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）、第二百三条第一項第五号及び第二百二十八条の四第一項第一号並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第四十一条の二第一項及び第五項、第四十八条第四項から第六項まで、第二百六十二条第一項第六号並びに第三百三十七条第二項各号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三条」を「―第三条の二」に、「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

第三条の二第一号中「令第四十一条第一項（非課税貯蓄限度額変更申告書）」を「同条第四項」に改め、第一編第三章中同条を第三条の三とする。

第一編第二章中第三条の次に次の一条を加える。

（非課税とされる国等から支給される金品に係る事業の範囲等）

第三条の二　法第九条第一項第十六号（非課税所得）に規定する財務省令で定める事業は、国又は地方公共団体が行う事業で、妊娠中の者に対し、子育てに関する指導、相談、同号に規定する業務その他の援助の利用に対する助成を行うものとする。

2　法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　法第九条第一項第十六号に規定する便宜を供与する者の居宅

二　前号に掲げる場所のほか、法第九条第一項第十六号に規定する便宜を適切に供与することができる場所

3　法第九条第一項第十六号に規定する財務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項（定義）に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第十二項に規定する事業所内保育事業、同条第十三項に規定する病児保育事業又は同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業に係る施設

二　児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業に係る施設及び当該施設に類する施設

三　児童福祉法第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所

四　児童福祉法第五十九条の二第一項（認可外保育施設の届出）に規定する施設

五　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十七条の二第一項（産後ケア事業）に規定する産後ケア事業に係る施設及び当該施設に類する施設

六　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園

七　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第十項第五号（定義）又は第五十九条第二号若しくは第三号（地域子ども・子育て支援事業）に掲げる業務に係る施設

八　子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号（特例地域型保育給付費の支給）に規定する特例保育を行う施設

九　子ども・子育て支援法第五十九条第四号に掲げる事業（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業に係る施設の利用に要する費用の助成を行うものに限る。）に係る施設及び当該施設に類する施設（第四号に掲げる施設を除く。）

十　保育その他の子育てについての指導、相談、情報の提供又は助言を行う事業に係る施設

第六条第一項第十号中「（令第三十三条第四項第三号（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲）に規定する旧法債券を含む。）」及び「（令第三十三条第四項第三号に規定する旧商工債（第十六条第一項（公社債等に係る有価証券の記録等）及び第八十一条の四第八号（反復して預貯金等の預入等をすることを約する契約の範囲等）において「旧商工債」という。）を含む。）」を削り、同条第二項第一号中「提出者」を「令第三十五条第四項に規定する届出書を提出する者（第三号において「提出者」という。）」に改める。

第七条第一項中「書類の範囲」を「書類の範囲等」に改め、同項第七号中「障害年金若しくは傷病年金」を「複数事業労働者傷病年金、複数事業労働者障害年金、傷病年金若しくは障害年金」に改め、「遺族補償年金」の下に「、複数事業労働者遺族年金」を加え、同条第二項中「の各号」を削り、同条第三項中「この項及び第六項において同じ。）又は」を「この章において同じ。）又は」に改め、同条第七項中「規定する申請書」の下に「又は当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録」を加え、同項第一号中「提出した者」を「提出し、又は電磁的方法（法第十条第八項に規定する電磁的方法をいう。以下この章において同じ。）により当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供した者（以下第十二項までにおいて「提出者」という。）」に改め、同項第二号中「当該申請書を提出した者」を「提出者」に改め、同項第三号中「申請書の提出」の下に「又は電磁的方法による当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に提示された同項に規定する障害者等確認書類及び本人確認書類に係るこれらの書類の名称若しくはその提供」を加え、「又はその提出」を「又は電磁的方法による当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供」を加え、同条第八項中「前項に規定する申請書を提出した者が、その提出後」を「提出者が」に、「（当該申請書を提出した金融機関」を「（当該提出先金融機関」を「、当該申請書を提出した金融機関」に、「、その者」を「、当該申請書を提出した者」に、「当該申請書を提出した金融機関」を「提出先金融機関」に改め、同項各号中「その者」を「提出者」に改め、同条第九項中「第七項に規定する申請書を提出した者が、その提出後において」を「提出者が」に、「当該申請書を提出した金融機関」を「提出先金融機関」に、「障害者等に該当しないこととなつた場合の届出書」を「普通預金契約等についての非課税貯蓄申込書の特例」に、「その者」を「当該提出者」に、「、当該申請書を提出した金融機関」を「、当該提出先金融機関」に、「障害者等に該当しないこととなつた場合の届出書の記載事項」を「非課税貯蓄申込書の特例が認められる預貯金等の範囲等」に改め、同条第十一項中「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第七項に規定する申請書を提出した者は、その提出後」を「提出者は」に、「当該申請書を提出した金融機関」を「提出先金融機関」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。